

湯沢市役所職員駐車場除排雪作業業務委託一般競争入札公告

湯沢市役所職員駐車場（消防庁舎隣接）の除排雪作業業務委託に係る一般競争入札を行うので、湯沢市財務規則第103条の規定により公告する。

令和7年10月3日
湯沢市長 佐藤 一夫

1. 入札に付する事項

- (1) 委託名 湯沢市役所職員駐車場除排雪作業業務委託（消防庁舎隣接他2ヶ所）
- (2) 委託場所 別紙一覧のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の翌日（閉庁日を除く）から令和8年3月31日
- (4) 委託概要 別紙一覧のとおり

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 事業所を湯沢市内に有すること。（営業所を含む）
- (2) 湯沢市の物品等入札参加資格者名簿や建設工事等入札参加有資格者名簿に登録してあること。
- (3) 除排雪の業務実績を有する者であること。
- (4) 除排雪運転員は除排雪機械運転員資格基準を満たす者（別紙1）を運転員として配置し、除排雪出動作業基準（別紙1）による除雪を実施できる者であること。
- (5) 除排雪機械を保有若しくは借上配備できること。
- (6) 主任技術者（自己に代わって技術上の管理をつかさどるもの。）を配置できること。

3. 入札参加申し込み等

(1) 入札に参加しようとする者は、「一般競争入札参加申込書」、「除排雪作業業務実績報告書」及び「除排雪機械運転員調書」（総務部総務課人事給与班に備付け）を持参により提出しなければならない。

(2) 入札参加申し込み等の提出期間

①期 間 令和7年10月3日（金）から令和7年10月14日（火）まで

②時 間 午前9時から午後4時まで

③場 所 湯沢市総務部総務課人事給与班
(湯沢市役所本庁舎3階)

④提出部数 1部（持参の上、提出すること。）

⑤用紙の配布 湯沢市総務部総務課人事給与班において、公告日より配布するとともにホームページ上に掲載する。

4. 入札参加通知等

一般競争入札参加申込みのあった者に対し、資格の有無を確認した後、その結果を令和7年10月21日（火）までに書面で通知する。

5. 設計図書等を示す場所及び期間

本業務に係る設計書、仕様書、図面（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び貸出については、次のとおり行う。

(1) 閲覧期間 令和7年10月3日（金）から令和7年10月14日（火）まで

(2) 閲覧時間 午前9時から午後4時まで

(閲覧図書の貸出は当日のみとする。)

(3) 閲覧場所 湯沢市総務部総務課人事給与班
(湯沢市役所本庁舎3階)

6. 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問は、令和7年10月14日（火）までに湯沢市長に対し書面で行わなければならない。

質問書については、様式を申請者が任意に作成し、湯沢市総務部総務課人事給与班へ提出する。

(2) 回答は、令和7年10月17日（金）までに書面で行う。

7. 入札執行の場所及び日時

(1) 日 時 令和7年10月30日(木) 午前9時00分

(2) 場 所 湯沢市役所本庁舎2階 22会議室

8. 入札保証金に関する事項

湯沢市財務規則第104条による。

9. 入札無効に関する事項

湯沢市財務規則第109条による。

10. その他

(1) 入札参加申込書等の説明会及び現場説明会は、実施しない。

(2) 入札参加申込書により参加の申出のあった者に対し、必要と認められた場合には説明を求めることができる。

(3) 提出された一般競争入札申込書等は返却しない。

なお、一般競争入札参加申込書を公表し、又は無断で使用することはしない。

また、一般競争入札参加申込書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 工期は、事情により変更することがある。

(5) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札に当たっての留意事項を遵守すること。

11. 問い合わせ先

〒012-8501

湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市総務部総務課人事給与班

TEL : 0183-55-8245 (直通)

FAX : 0183-73-2117

別紙一覧

1. 入札に付する事項			
(1) 委託番号及び委託名	ASM252017 湯沢市役所職員駐車場除排雪作業業務委託（消防庁舎隣接他2ヶ所）		
(2) 委託場所	湯沢市役所職員駐車場（消防庁舎隣接、サングリーンゆざわ隣接、湯沢工芸授産場跡地）		
(3) 委託期間	契約締結の翌日（閉庁日を除く）から令和8年3月31日		
2. 委託概要			
除雪機械の種類及び稼働時間	種 類	除 雪	排 雪
	除雪ドーザ 11 t 級	80 時間	17 時間
	排雪用ダンプトラック（10 t）		42 時間

※1(抜粋)

建設業法施行令

第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。

検定種目	検定技術
建設機械施工	建設工事の実施に当たり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一かつ能率的に行うために必要な技術

※2(抜粋)

労働安全衛生規則

第七十九条 法別表第十八第一号から第十七号まで及び第二十八号から第三十五号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第六のとおりとする

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	<ul style="list-style-type: none">一 学科講習<ul style="list-style-type: none">イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識ロ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識二 関係法令二 実技講習<ul style="list-style-type: none">イ 走行の操作ロ 作業のための装置の操作
--------------------------------	--